

オーストラリアの就労ビザ取得ガイド 日豪ビジネス促進へのビザ活用方法

2026 年 9 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所

貿易投資相談課

【免責条項】

本報告書は日本貿易振興機構（ジェトロ）シドニー事務所が Wyllie & Co. Migration Services Pty Ltd（移住手続代行業者登録番号（MARN）：0959622）、AOM Visa Consulting に作成委託し、2026 年 7 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Wyllie & Co. Migration Services Pty Ltd（移住手続代行業者登録番号（MARN）：0959622）、AOM Visa Consulting は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Wyllie & Co. Migration Services Pty Ltd（移住手続代行業者登録番号（MARN）：0959622）、AOM Visa Consulting が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

内容

はじめに.....	1
I. オーストラリアビザ制度の概要.....	0
1.オーストラリアビザの基本的な申請方法.....	0
2.ニュージーランド国籍者以外は渡航前のビザ取得が必要.....	0
3.ビザのサブクラスは3桁の数字、ビザ条件は4桁の数字.....	0
4.法改正の時期.....	0
5.お問い合わせ先.....	0
6.代理申請.....	0
7.ビザ発給通知.....	1
8.ビザ確認システム／VEVO（Visa Entitlement Verification Online）.....	1
9.NAATI（翻訳）.....	1
II. 就労ビザ（482）／Skills in Demand Visa（482）.....	2
1.①スポンサーシップ（SBS、Standard Business Sponsorship）.....	3
(1) スポンサーシップとは.....	3
(2) BOA（Business Outside of Australia）となるケース.....	4
(3) BIA（Business operating in Australia）となるケース.....	5
(4) 認定スポンサー（Accredited Sponsor）制度について.....	7
(5) スポンサーの義務（Sponsorship Obligations/Undertakings）.....	9
2.②ノミネーション（Nomination）.....	10
(1) ノミネーションとは.....	10
(2) ANZSCO Code とは.....	10
(3) ノミネーション申請要件.....	10
3.③ビザ申請.....	14
(1) ビザ申請要件.....	14

(2) ビザ条件	14
4.その他・就労ビザ（482）で困ったときは.....	15
(1) 雇用主を変更する場合.....	15
(2) スポンサーとの雇用関係が終了した場合	15
(3) 就労開始期限	16
(4) 免許・登録・会員資格.....	16
(5) 労働者としての権利について.....	16
(6) 家族を別途申請する場合	17
(7) 外国人の就労に関する合意（Labour Agreement）に基づくビザ	17
(8) その他の特徴・留意点.....	17
Ⅲ. ビジネス活動（ETA）と一時就労ビザ（400）	18
1.ETA（601）.....	19
2.観光・商用ビザ（600）／Visitor Visa（Business Visitor Stream）（600）	19
3.一時就労ビザ（400）／Temporary Work（Short Stay Specialist）Visa（400）	19
4.APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC）	21
Ⅳ. 人材育成を見据えた活用	22
1.ワーキングホリデービザ（417）／Working Holiday Visa（417）	22
2.研修ビザ（407）／Training Visa（407）	23
Ⅴ. よくある質問（FAQ）	25
参考文献（ウェブサイトなど）	28

はじめに

日豪ビジネスはエネルギーや資源ビジネスを根幹として長年にわたり発展してきました。近年は「特別な戦略的パートナーシップ」の下、より広範囲な分野で連携が進んでいましたが、昨今の地政学的観点から、これまで以上に二国間関係の重要性が増しています。

投資動向からも両国関係の緊密化がうかがえます。豪州財務省年次報告書（2024-25 年度）によれば、日本企業による対豪投資許認可件数は前年度比約 35%増と、引き続き堅調な伸びを示しています。その背景には、人口・所得が増加する豪州市場の将来性があります。金融、商業不動産、住宅はもとより、消費財、小売・サービスなど、非資源ビジネス分野への日本企業の進出が増加していることが要因とされています。

また、オーストラリアは現在、米国に次ぐ世界第 2 位の邦人人口を誇る国であり、約 10 万人が居住しています。また、日本からの海外留学生数でも、オーストラリアは米国に次ぐ世界第 2 位となっています。他方、オーストラリアからの訪日観光客数は 2025 年には 100 万人を超えました。このような双方向の人の流れも両国の経済分野の裾野を広げている要因と考えられています。

このような状況下で、進出日系企業の中には本社からの海外研修生を豪州法人で受け入れているケースも見られるようになってきました。今後、人材育成という観点でもオーストラリアの役割は増していくものと考えられます。

このように日本企業の投資（直接進出、買収）や豪州での人材育成機会の増加から、ビザに係る問い合わせも増えてきました。このような状況を鑑み、このたび、本書「オーストラリアの就労ビザ取得ガイド」を発行することになりました。

なお、オーストラリア政府内務省は世界的な新型コロナウイルスのパンデミック以降の人口政策を念頭に、今後の移民政策戦略として 2023 年 12 月に「Migration Strategy」を発表し、就労ビザについては Skills in Demand (subclass 482)として改定し、それ以降、継続的に運用しています。オーストラリアは他国と比較して法改正のスピードが早いと言われる国であるため、常に最新情報の入手が欠かせません。本書が日本企業の豪州ビジネス展開の一助となれば幸いです。

シドニー事務所
海外ビジネスサポートセンター
貿易投資相談課

I. オーストラリアビザ制度の概要

オーストラリアビザの申請手続きを円滑に行うために知っておきたい事項は以下のとおりです。

1. オーストラリアビザの基本的な申請方法

オーストラリアでは内務省（DHA、Department of Home Affairs）が主管官庁としてビザ申請の受理および審査を行っています。日本企業が利用するビザはすべてオンラインによる申請・発行となります。「[ImmiAccount](#)」というアカウントを作成し、申請します。

2. ニュージーランド国籍者以外は渡航前のビザ取得が必要

日本国籍を含め、ニュージーランド国籍保持者以外すべての人は渡航前にビザ取得が必要です。日本国籍の場合、観光や出張目的には、ETA（Electronic Travel Authority）（p.23 参照）を取得する必要があります。

3. ビザのサブクラスは 3 桁の数字、ビザ条件は 4 桁の数字

ビザのサブクラス（種類）はすべて 3 桁の数字で表示されます。

ビザ条件は以下のように 4 桁の数字で表示されます。

8501 - HEALTH COVER 健康保険加入の義務

8607 - APPROVED WORK ONLY 許可されたポジションでのみ就労可能

ビザ発給通知書（Visa Grant Notification Letter）内に記載されます（p.15 参照）。

4. 法改正の時期

オーストラリアの新会計年度は毎年 7 月 1 日です。そのため、大きな法改正は 7 月 1 日に実施されることが多く、6 月 30 日以前の法制度が変更になることがあります。申請日によって適用される法制度が変わるため、この時期は特に注意が必要です。

5. お問い合わせ先

現在、在日オーストラリア大使館に内務省窓口は存在しないため、一般的なビザに関するお問い合わせは、「[ImmiAccount](#)」もしくは内務省ウェブサイト「[お問い合わせ](#)」にお問い合わせください。

6. 代理申請

内務省への申請は代理人により申請することが可能です。

1) **Registered Migration Agent**

ビザ申請代行者が、オーストラリア国内在住の場合は、オーストラリア政府移住手続代行業者認定局（Office of the Migration Agents Registration Authority）に登録された移住手続認定代行業者（Registered Migration Agent）もしくは移民弁護士による代理申請が可能です。

以下リンクより **Registered Migration Agent** を検索することが可能です。

[オーストラリア政府移住手続代行業者認定局ウェブサイト](#)

2) **Non-Registered Agents Outside of Australia**（通称：Offshore Agent）

ビザ申請代行者が、オーストラリア国外在住の場合は、Offshore Agentとして依頼が可能です。

3) **Exempt Person**（その他）

Migration Agent でなくても、ビザをサポートする企業や家族、学校、留学エージェント、そのほか外交関係や国際機関のメンバーなども申請者をサポートする方であれば代理人として申請が可能です。ただし、これらの方は代理人として報酬を受けて申請支援を行うことはできません。

7.ビザ発給通知

ビザの発給通知はすべて電子メールで送付されるため、ビザはパスポートに貼付されません。有効期限にはくれぐれも注意してください。

また、ビザ期限中に、パスポートを更新した際には、[ImmiAccount](#)を通じてビザに紐づけられているパスポート情報を更新する必要があります。

8.ビザ確認システム／VEVO（Visa Entitlement Verification Online）

有効なオーストラリアビザについてはオンラインで随時確認が可能です。

[VEVO（Visa Entitlement Verification Online）](#)というシステムでビザ申請時に利用した照会番号（TRN、Transaction Reference Number）、またはビザ発給番号を利用して、現在保持するビザの有効期限や条件を確認・印刷・保存することが可能です。

9.NAATI（翻訳）

ビザ申請書類はすべて英文で提出する必要があるため、多くの翻訳を必要とします。オーストラリアでは、[NAATI（National Accreditation Authority for Translators and Interpreters）ウェブサイト](#)で、国家資格を有する翻訳者を検索することができます。現在、NAATIによる翻訳でなくとも、「翻訳を業とするプロフェッショナル」による翻訳もビザ申請に利用可能です。翻訳された文書は翻訳業者のレターヘッドを使用するか、社印、認証印の押印および翻訳業者／翻訳者の連絡先が明記してあるものしか認められません。

Ⅱ. 就労ビザ (482) ／Skills in Demand Visa (482)

本章では、長期間にわたり人員を派遣する際に、日系企業が主に利用する就労可能なビザを紹介します。オーストラリアへの事業進出や、同国での人材育成を見据えて活用できるビザについて解説します。

オーストラリアの就労ビザでは、482 といわれるサブクラスが一般的です。日系企業の駐在員をはじめ、オーストラリアにある現地企業の就労ビザもこのサブクラスです。オーストラリアでは、まず国内の労働市場で必要な人材の確保を図り、それが困難な場合に海外から人材を受け入れるという考え方の下で就労ビザ制度が運用されています。

そのため、海外から派遣される人材とオーストラリア国内で採用される人材とを、給与を含むさまざまな条件において公平に扱うことが期待されています。また、海外企業の進出による経済効果や雇用創出も制度運用の背景の一つとされています。

このビザは①スポンサーシップ（雇用主）、②ノミネーション（ポジション）、③ビザ申請（申請者）の3段階の審査で構成され、3つすべての審査が終了することで、はじめてビザ発給となります。以下より、各段階の詳細について解説します。

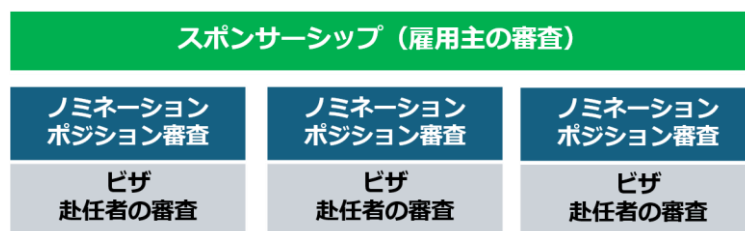
就労ビザを検討する上で、以下の事項を事前に明確にしておく必要があります。

- ・ 誰が雇用主か？（誰が給与を支払うか？誰が雇用契約書を発行するか？）
- ・ オーストラリアで「就労」とはどのような定義か？
- ・ 就労期間は？
- ・ 就労する人の英語力は？IELTS overall 5.0 をクリアできるか？
- ・ 就労する人の職務経験は？学歴は？資格などは？

就労ビザ (482) 概要

目的：	在豪の企業・団体および政府において3か月以上の就労を可能とするビザ。一般的にオーストラリアの就労ビザ・サブクラスは482。
ビザ期間：	最長4年間。基本的に現地受入れ先が決める招聘期間で、延長も可能。 スポンサーシップ有効期間：5年間 ノミネーション有効期間：12か月（有効期間中にビザ申請が必要）
申請手順：	受入れ先の企業・団体（法人）等がビザ・スポンサーになる必要があり、それを踏まえ、以下の3段階の審査ある。 ① スポンサーシップ 雇用主の審査 ② ノミネーション ポジション（職業）の審査 ③ ビザ申請 このポジションに就く申請者の審査
申請方法：	上記①→②→③の順番で審査・許可されるが、3つ同時に申請が可能。 全てオンラインで申請。

就労ビザ（482）審査の構成



派遣候補者毎にノミネーション+ビザを申請

1.①スポンサーシップ（SBS、Standard Business Sponsorship）

（1）スポンサーシップとは

オーストラリア就労ビザは「雇用主（法人）」がスポンサーとなる構造であり、その企業のステータスにより、申請時に BOA（Business only operating outside of Australia）か BIA（Business operating in Australia）のどちらかのスポンサー形式を検討・選択することになります。

以下より日本企業がオーストラリア進出に伴う代表的な人材派遣のケースを整理します。

	おもな企業派遣 ケース	スポンサー
①	初進出 現地法人設立前&設立後でも運営していない	BOA
②	何かの契約事項を遂行するために日本側の企業からオーストラリア企業へ派遣	BOA
③	オーストラリア企業をM&A オーストラリア企業に派遣	BIA
④	既存の現地子会社へ派遣	BIA

<典型的な日本企業のパターン>

1) 初進出（BOA）

- ・ オーストラリアでビジネスを実施しておらず、これから初めて市場進出し、現地法人を設立。
- ・ オーストラリア現地企業とあらたにジョイントベンチャーなどで現地法人を設立し、進出。
- ・ 過去に、「代理店」（Distributor/Agent）などを構えて、オーストラリア企業にビジネスを任せていたが、あらためて現地法人や支店を設立し、日本から人を派遣。

2) オーストラリア企業との契約事項遂行のために派遣する場合（BOA）

3) オーストラリア企業を M&A で買収した場合（BIA）

- ・ オーストラリア企業を買収し、現地ビジネス運営のため日本から人を派遣。

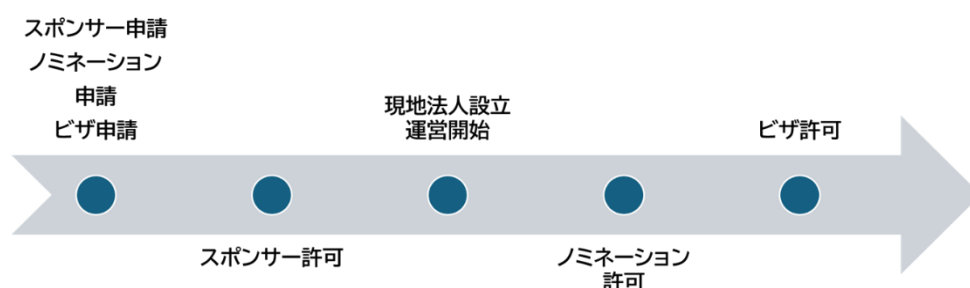
4) 進出後、ビジネスを現地法人としてすでに運営している場合（BIA）

- ・ 駐在員を定期的に派遣。交代なども含めて日本から人を派遣。

(2) BOA (Business Outside of Australia) となるケース

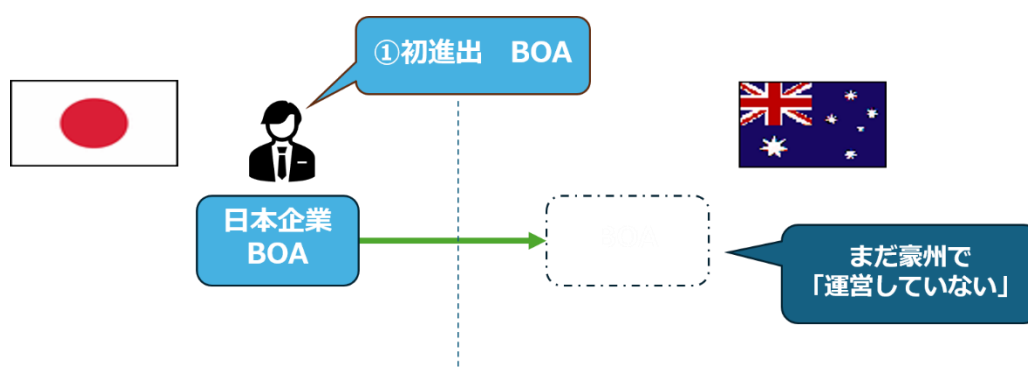
ケース 1. 初進出時に、現地法人を設立していない、または、設立後も事業を開始していない場合

オーストラリアの就労ビザ制度の特徴の一つは、米国などと異なり、現地で事業を開始する前でも、ビジネスプランの段階で就労ビザを申請することが可能な点です。現地法人の登記前からビザ申請を進められるため、初めて進出する企業は、現地での事業立ち上げに必要な人員を早期に確保できます。この申請方法は初進出時のみ利用可能であり、スポンサーはオーストラリア国外の企業＝「日本側の本社」になります。実質スポンサーシップは 5 年間有効のため、この間に現地法人を設立すれば、実際の勤務場所は現地法人となります。5 年後以降のスポンサー申請では、設立された「現地法人」が BIA として審査対象となります。



CASE STUDY

A 社は他国ですでに住宅開発の実績があり、次の進出先として、人口が著しく増加し、住宅が不足しているオーストラリアへ初進出を決定。現地法人設立とともに人員を派遣したい。

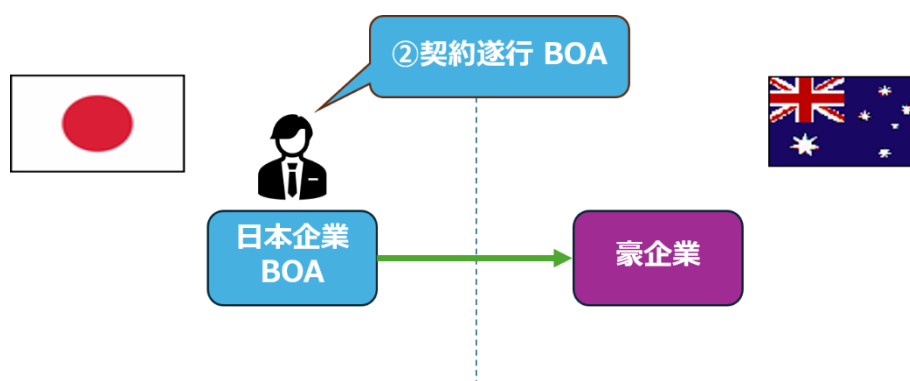


ケース 2. 何かの契約事項を遂行するために日本企業からオーストラリア企業へ人員を派遣する場合

オーストラリア企業との契約上の義務の履行や、それを支援する必要がある際に BOA として申請が可能です。例えば、日系企業がオーストラリア企業と商品またはサービスの提供に関する契約を締結し、オーストラリアで誰かがその業務遂行を目的に勤務が必要な場合、日系企業はオーストラリア企業との契約書を基に SBS の申請が可能です。

CASE STUDY

B 社は資源プロジェクトにおいて、オーストラリア企業と連携してプラントを建設することが決定し、契約を締結した。プラント建設に従事するエンジニアを日本企業から派遣したい。



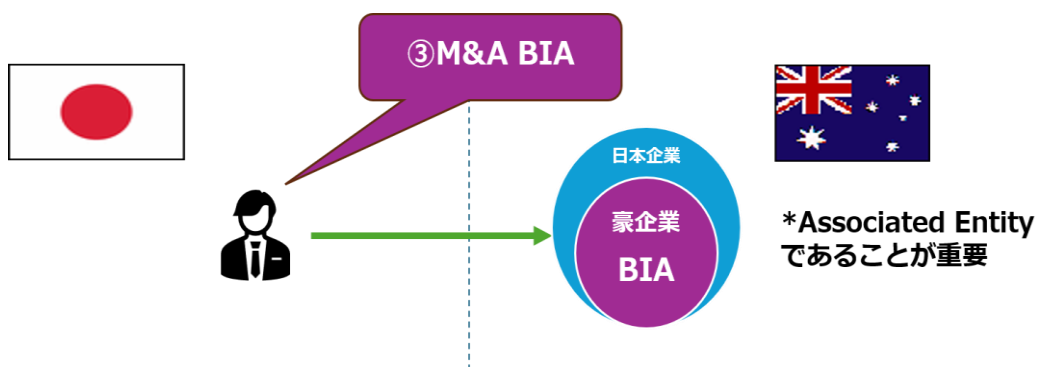
(3) BIA (Business operating in Australia) となるケース

ケース 1. オーストラリア企業を M&A→親会社としてオーストラリア企業に人員を派遣する場合

近年、日系企業の進出形態として、M&A の活用が増えています。M&A により日豪企業関係が会社法上 Associated Entity になれば、企業内転勤駐在員 (ICT、Intra-Corporate Transferee) の派遣が可能です。買収先のオーストラリア企業が既に現地で事業を運営しているため、当該企業がスポンサーとなります。

CASE STUDY

人材派遣事業を営む C 社は、さらなる事業展開を目的としてオーストラリアの人材派遣企業を買収した (M&A)。オーストラリアでの事業拡大に向けて、日本側からシニアマネジメントを買収先のオーストラリア企業へ派遣したい。

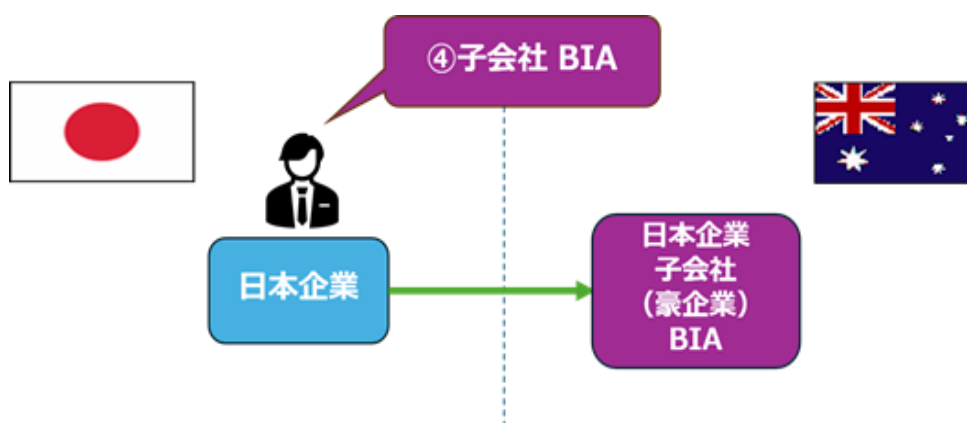


ケース 2.既存の現地子会社へ派遣する場合

日系企業が現地でビジネスを展開する際に、「現地法人」や「支店」を設立し、そこへ「駐在」もしくは「出向」として人を派遣することが一般的です。登記上は「オーストラリア企業」となるため、オーストラリア就労ビザ制度上は、BIA として扱われ、当該現地法人がスポンサーとなります。初進出時に BOA としてスポンサーシップを申請した場合でも、その後、設立した現地拠点が事業を開始した後のスポンサー申請では、当該現地法人が BIA として申請することが想定されます。

CASE STUDY

D 社はオーストラリアで長年事業を行っており、現地法人の経営をオーストラリア国籍に社長に任せていた。今回、同社長の退任に伴い、日本から後任の社長を派遣することになった。



Associated Entity について一駐在員 (ICT) としての派遣

就労ビザ (482) は企業規模に関わらず利用できます。日系企業が本ビザを利用するケースは、雇用形態が「駐在員」と「現地採用」に大別されます。駐在員を派遣する場合、派遣される者が移民法上の企業内転勤駐在員 (ICT、Intra-Corporate Transferee) として認められると、英語試験が免除されるなど実務上、有利な条件で申請可能です。この場合、日本企業とオーストラリア企業との間に、オーストラリア会社法上の Associated Entity (関連企業) に該当する関係があると認められる必要があります。

Associated Entity に該当する可能性がある主なケース：

- ・日本企業がオーストラリアに現地法人や支店を設立する場合
- ・日本企業が M&A によりオーストラリア企業を買収し、両者が関連企業となる場合

※当該法人が Associated Entity に該当するかについては、オーストラリア会計士や弁護士にご相談ください。

(4) 認定スポンサー (Accredited Sponsor) 制度について

BIA としてスポンサー申請を行う際に、一定の要件を満たす企業は「認定スポンサー」の取得が可能です。認定スポンサーになると、ビザ審査の迅速化や、オーストラリア国外の無犯罪証明書の提出免除など、一部申請手続きの簡素化が認められる場合があります。

認定スポンサーの要件はカテゴリーごとに定められており、該当する場合は認定スポンサーの取得を推奨します。現在ある 6 カテゴリーのうち、日系企業は、以下にあるカテゴリー3～5 に該当するケースが比較的多く見られます。

カテゴリー3：利用件数が少なく、オーストラリア人労働者の割合が高い企業／Low volume usage and high percentage of Australian workers (at least 85%)

カテゴリー4：利用件数が多く、オーストラリア人労働者の割合が一定以上の企業／High volume usage and medium percentage of Australian workers (at least 75%)

カテゴリー5：オーストラリアへの大型投資を行う企業／Major investment in Australia

※利用件数は次表のうち「457/482 ビザの人数」を参照。その他、詳細は内務省ウェブサイト「[認定スポンサー](#)」を確認してください。

認定スポンサーカテゴリー（3～5 抜粋）

認定スポンサーカテゴリー	カテゴリー3 利用件数少	カテゴリー4 利用件数多	カテゴリー5 オーストラリアへの大型投資※1
オーストラリア国籍・永住者の従業員割合	85%	75%	-
457/482 ビザの人数	過去 2 年に最低 1 名 457/482 ビザをスポンサーした企業	過去 2 年に最低 10 名 457/482 ビザをスポンサーした企業	最低 1 名 457/482 ビザをスポンサーした企業
過去 2 年以上の売上	年 400 万豪ドル	年 400 万豪ドル	-
過去のスポンサーシップ保有年数	最低 1 年	最低 2 年	最低 1 年
過去 2 年の審査結果が 97% 許可されている 事業において違反経歴がない	○	○	○
オーストラリア国籍・永住者が全員国の雇用基準を満たしている	○	○	○
オーストラリア国籍・永住者給与額が市場価格に見合う金額を満たしている	○	○	○

※1「大型投資」とは、少なくとも 5,000 万豪ドル以上の大規模な投資を行い、オーストラリア国内での雇用を直接創出していることを指します。

なお、大規模投資を測るための基準には、以下が含まれる場合があります。

- ・オーストラリアへの持続的な貢献（例：投資額、投資実績、創出された雇用、輸出成果、税金貢献）
- ・革新的なビジネス慣行または技術（例：新たなスキルや能力の導入、オーストラリア国内での研究活動の設立または豪州研究機関との連携、商業パートナーシップ締結（MOU または合弁事業）
- ・特に付加価値の高い分野において、オーストラリア産業のグローバル・サプライチェーン拡大および輸出支援

(5) スポンサーの義務 (Sponsorship Obligations/Undertakings)

オーストラリア就労ビザ制度では、就労者（ビザ保有者）よりも、スポンサーとなる雇用主に重い責任が課され、さまざまな義務が発生します。スポンサーは、法令を順守するため、これらの義務を十分に認識しておく必要があります。

ビザ発給後もスポンサーの義務は継続します。スポンサー企業またはビザ保有者に所定の変更が生じた場合、スポンサーは、変更が生じた日から原則 28 日以内に内務省へ報告する必要があります。スポンサーの報告義務の詳細は、内務省ウェブサイト「[Sponsorship obligations for Standard business](#)」を確認してください。

主な報告事例（内務省上記ウェブサイトに記載あり）

- ・ 企業（スポンサー） 法人名、住所、取締役変更など
- ・ 就労者（ビザ保有者） ビザの有効期限前に就労期間を終了し、帰国する場合

申告方法：

変更事項は、原則として ImmiAccount の「Notification of sponsor changes」フォームから報告します。Labour Agreement（p.18 参照）の保有者および当初のスポンサー申請を
書面で提出したスポンサーは、内務省指定の電子メールアドレス
（sponsor.notifications@abf.gov.au）に報告します。

※ビザ発給後も、スポンサー企業は内務省によるモニタリングの対象となる場合があります。モニタリングでは、スポンサーが法令およびスポンサーとしての義務を順守しているかが確認されます。対象となったスポンサー企業は、求められた情報や資料を提出するなど、内務省の調査に協力する必要があります。

2.②ノミネーション (Nomination)

(1) ノミネーションとは

ノミネーションとは、海外から人員を受け入れるポジションの妥当性を審査するプロセスです。オーストラリアの就労ビザ制度では、原則として、国内の労働市場で適切な人材を確保することが困難な場合に、海外から人材を受け入れることが想定されています。このため、就労ビザは海外から受入が可能な職業があらかじめ定められています。

ノミネーションは12か月で失効します。実務上、ノミネーション申請時にはビザ申請者を決定しているため、通常ノミネーションとビザ申請は同時に実施されます。

(2) ANZSCO Code とは

オーストラリアとニュージーランドでは、ANZSCO (Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations) という共通の職業分類が使用されています。ANZSCO では、それぞれの職業に6桁のコードが付され、職業ごとにその職務や必要とされる技能などが詳細に定められています。派遣予定者がオーストラリアで担当する職務に対応するANZSCOコードを選定し、ノミネーションを申請します。

また、職業コードによってそのスキルレベル (Skill Level) が定められています。スキルレベルは1～5に区分され、1が最も高い技能水準を示します。6桁のANZSCOコード自体にはスキルレベルが示されていないため、各職業コードの詳細ページで確認してください。

(3) ノミネーション申請要件

給与額に準じて、以下のいずれかの種類 (Stream) で申請します。

- Specialist Skills Stream
- Core Skills Stream

Core Skills Stream では、所定の職業リスト (内務省ウェブサイト「[Core Skills List](#)」) から、派遣担当者が担当する職務に対応する職業を選定します。また、対象となる職業は一定のスキルや職務経験を必要とするため、特に若手職員を派遣する場合は、職務経験に関する要件を満たしているかを事前に確認する必要があります。

	Core Skills	Specialist Skills
最低給与額	79,423 豪ドル	146,576 豪ドル
英語力免除額 (ICT の場合のみ)	96,400 豪ドル	- (ICT であれば、免除)
職業リスト	あり CSOL (Core Skills Occupation List)	なし ANZSCO Major Groups 1,2,4,5 or 6

資格・職務経験	ANZSCO の職業による・過去 5 年の内 1 年以上の関連職務経験
---------	-------------------------------------

※2026 年 7 月 1 日付情報

・真正なポジションであること（Genuine Position）

スポンサーは申請対象のポジションが事業上実在し、海外（日本）から人員を受け入れる必要があることを示す必要があります。審査では、そのポジションがスポンサー企業の事業においてどのような役割を担うかが重要となります。

例えば、レストランにてソフトウェアエンジニアを就労ビザ（482）のポジションとして申請するなど、企業の事業内容とポジションとの関連性が明確でない場合は、その真正性について疑義が生じる可能性があります。また、特定の者を派遣するために、新たなポジションを設けたと受け取られる場合も、真正なポジションと認められない可能性があります。

日本企業でよくあるケース：

日本企業では、ポジションや職務内容を決める前に、赴任予定者が決まっているケースが見られます。その結果、次のような問題が生じることがあります。

- ・赴任予定者の職務経験が浅くポジション要件に合わない
- ・検討されているポジションがリストにない

ポイント：

このビザの趣旨はオーストラリア人が担えない職務を海外から派遣することなので、

- ・オーストラリアで必要となる職務内容を検討→その後に「人選」
- ・ビザ申請時に面接がなく、すべて書類で判断されるため、慎重な書類提示が必要

＜ICT として提示＞

企業内転勤による派遣の場合は、赴任予定者が企業内転勤者（ICT、Intra-Corporate Transferee）に該当することを、申請書類上で明確に示すことが重要です。

＜複数企業で勤務＞

職種によっては、スポンサー企業以外の企業でも、同一のポジションで勤務することが認められる場合があります。日本企業に関連する主な対象職種として以下が挙げられます。

Managing Director 111111

Corporate General Manager 111211

※対象となる職種や適用要件については、最新の「Specification of Exempt Occupations」を確認する必要があります。

- ・年間市場給与額（AMSR）を満たす事

海外（日本）から派遣する人材について、就労ビザの発給を受けるためには、各ストリームの規定給与以上の給与を支給する必要があります（Income Threshold）。また、給与額はオーストラリアの労働市場において客観的に妥当な水準でなければなりません。

派遣員の給与額が、同等の職務に従事するオーストラリア国籍や永住者の給与額と同程度であることを証明するために、オーストラリアの労働市場におけるマーケットサラリー（年間市場給与額、the Annual Market Salary Rate、AMSR）を提示する必要があります。マーケットサラリーを示す資料としては、同等の職務に関する一般の求人広告や、実際に同等の職務に従事している現地従業員の給与情報など、さまざまなものが利用できます。

＜雇用関係と給与支給＞

日本から人員を派遣する場合は、雇用主および給与の支給元との関係を事前に整理する必要があります。

BOA の場合：雇用主は直接雇用主（BOA）でなければならない

BIA の場合：雇用主は日本でもオーストラリア法人でもよい

給与の支払元：給与は、BOA または BIA のいずれからでも支給可能

- ・悪影響となる情報がないこと（No Adverse Information）

スポンサー企業は、法令順守上の問題など、申請に不利益となる情報がないことが求められます。例えば、過去 3 年間における税務や労働法またビザ制度に関する法令違反などが、審査上の不利益情報に該当する可能性があります。

研修ファンド（SAF、Skilling Australians Fund）と申請料金について

オーストラリアのビザ申請料金は、国際的に見ても高い水準にあるとされています。特に、海外から人を派遣する就労ビザ（482）では、オーストラリア国内の労働市場を保護する観点から、申請に伴う費用の高さが顕著です。

同ビザのノミテーション申請時には、研修ファンド（SAF、Skilling Australians Fund）への拠出金を支払う必要があります。拠出額は、スポンサー企業の売上規模と派遣年数に準じて決定します。

SAF への拠出金は、オーストラリア国籍および永住者の人材育成目的の研修の原資として、政府が徴収するものです。赴任者を派遣する日本企業に直接還元されるものではありません。この制度は、将来にわたって、海外人材への依存を抑え、オーストラリア国籍および永住者の育成・採用を促進するための施策として位置付けられています。

スポンサー企業の売上高		SAF 年間費用	SAF TOTAL 4 年派遣した場合
小規模	（年間売上高 1,000 万豪ドル未満）	1,200 豪ドル	4,800 豪ドル
中大規模	（年間売上高 1,000 万豪ドル以上）	1,800 豪ドル	7,200 豪ドル

3.③ビザ申請

①スポンサーシップ、②ノミネーションが許可されて初めてビザ申請が審査されます。ノミネーションで提示された職務における職務経験やスキルなどがあり、その職務を担うのに最適な人材であるかが審査の重要なポイントとなります。

ビザの有効期間は、原則として最長 4 年間です。ノミネーション申請時にこのビザ期間を指定します。

(1) ビザ申請要件

- ・適切なスキル、職務経験および資格などを有すること

先述のとおり、「スキル」の要件の概要については ANZSCO に示されており、内務省は厳格な要件を課しています。特に、申請者の資格または職務経験が、ノミネーションに提示された職務に明確に関連していることが重要です。また、職業によっては、免許の取得や専門機関への登録が必要となる場合があります。医療関係の職業などがその例です。

- ・一定水準以上の英語力を有すること

申請者は、IELTS (International English Language Testing System) など、内務省が認定する英語試験の結果により、所定の英語力を有することを証明する必要があります。認定されている英語試験や英語力証明の免除要件は複数存在します。詳細は内務省ウェブサイト「[英語力 \(サブクラス 482\)](#)」をご覧ください。

企業内転勤者 (ICT) に該当し、年間給与が 9 万 6,400 豪ドル以上の場合は、英語力証明が免除されます。(2026 年 7 月 1 日付情報)

- ・健康および人物に関する要件を満たすこと

申請者は、オーストラリア移民法に基づき、健康および人物に関する要件を満たす必要があります。これは同行する家族にも適用されます。通常、日本国籍の保持者や、日本居住者は問題になりませんが、例えば、過去 5 年間に対象となる国または地域に 3 か月以上居住していた場合は、健康診断などを求められることがあります。

(2) ビザ条件

ビザの発給時には、オーストラリア滞在中に順守しなければならない条件が付されます。ビザ条件の詳細は、内務省ウェブサイト「[ビザ条件](#)」をご覧ください。就労ビザ (482) に付される主な条件は、以下のとおりです。

- ・条件 8303 : 危害をあたえない

オーストラリア社会またはその一部の集団に対し、混乱を招くような活動や、危害を及ぼす恐れのある暴力行為に関与してはなりません。

・条件 8501：健康保険加入の義務

オーストラリア滞在期間を通じて、適切な医療保険に加入し、その保険を維持しなければなりません。原則として、一時滞在者はオーストラリアの公的医療保障制度の対象とならないため、民間の医療保険に加入する必要があります。

・条件 8607：許可されたポジションでのみ就労可能

ビザ保有者は、ノミネーションで提示されたポジション（職種）でのみ就労できます。また、所定の例外が適用される場合を除き、スポンサー企業以外では就労できません。

オーストラリア国内の事業者がスポンサーであり、以下のいずれかのストリームでビザの発給を受けた場合には、スポンサー企業の関連会社（Associated Entity）で働くことも認められます。

- Temporary Skill Shortage（サブクラス 482）ビザの Short-term Stream または Medium-term Stream
- Skills in Demand（サブクラス 482）ビザの Specialist Skills Stream または Core Skills Stream

4.その他・就労ビザ（482）で困ったときは

（1）雇用主を変更する場合

雇用主を変更する場合は、新たな雇用主が、ビザ保有者に係るノミネーションの承認を受ける必要があります。原則として、その承認を受ける前に新しい雇用主の下で就労することはできません。ただし、スポンサーとの雇用関係が終了した場合には、次項の取り扱いが適用されます。

（2）スポンサーとの雇用関係が終了した場合

スポンサーとの雇用関係が終了した場合、ビザ保有者は、就労せずに新たなスポンサーを探すことができます。また、従前のスポンサーシップの枠外で、一時的に就労することも認められています。ただし、以上のような、従前のスポンサーシップに基づく就労を行わない期間には、以下の上限があります。

- ・1回の期間につき最大 180 日間
- ・ビザが許可されている期間全体を通じて合計最大 365 日間

※この取り扱いは 2024 年 7 月 1 日から適用されています。これより前の非就労期間は、通算 365 日には算入されません。

(3) 就労開始期限

ビザ保有者は、次の日から 90 日以内に就労を開始しなければなりません。

- ・ ビザ許可時にオーストラリア国外にいた場合：オーストラリアに入国した日
- ・ ビザ許可時にオーストラリア国内にいた場合：ビザが許可された日

雇用関係、職務内容などに変更が生じた場合は、必要な手続きを確認してください。

(4) 免許・登録・会員資格

ビザ保有者は、ノミネーションで承認された職務において、法令上必要な免許 (Licence)、登録 (Registration) ・会員資格 (Membership) がある場合、これらを取・保持し、付された条件を順守しなければなりません。

免許、登録または会員資格を取得しなければ従事できない職務については、必要な免許などを取得するまで就労できません。また、取得した免許、登録または会員資格で認められた範囲を超えて業務を行うことはできません。

必要な免許、登録または会員資格は、次の日から 90 日以内に取得する必要があります。

- ・ ビザ発給時にオーストラリア国外にいた場合：オーストラリアに入国した日
- ・ ビザ発給時にオーストラリア国内にいた場合：ビザ発給日

※免許、登録または会員資格が失効した場合、申請が拒否された場合、取消を受けた場合または撤回された場合は、速やかに書面で内務省へ通知しなければなりません。

通知先：sponsor.notifications@abf.gov.au

(5) 労働者としての権利について

オーストラリア内務省は、従業員および雇用主による労働法の理解および遵守を促すため、Fair Work Ombudsman と連携しています。

給与水準、シフト勤務に係る手当、休暇制度、解雇予告期間および人員削減による解雇時の権利や補償（退職金など）に関する情報は、PACT (Pay and Conditions Tool) で確認できます。

また、Fair Work Ombudsman のウェブサイトでは、ビザ保持者および移民労働者の職場における権利や法的に保障された労働条件および給付に関する情報を確認できます。

(6) 家族を別途申請する場合

主たる申請者が就労目的で渡航する場合は、家族を帯同することができます。通常は、主たる申請者の就労ビザ（482）申請時に、帯同する家族についても同時に申請します。

主たる申請者のビザ申請後に家族の帯同が決まった場合は、同申請者の家族として、就労ビザ（482）を別途申請できます。主たる申請者のビザの発給後に子供が生まれ、家族が増えた場合などは、このケースに当たります。

(7) 外国人の就労に関する合意（Labour Agreement）に基づくビザ

オーストラリア政府は、国内の労働市場で必要な人材を確保することが困難な場合、連邦政府と雇用主の間で締結された合意（Labour Agreement）に基づき、就労ビザ（482）を発給する場合があります。この申請方法の利用は、政府との合意がある場合に限られるので、日系企業による利用は限定的ですが、豪州パートナー企業によっては利用する企業もあります。対象企業は内務省ウェブサイト「[Labour Agreement](#)」を確認してください。

(8) その他の特徴・留意点

年齢：

就労ビザ（482）には、原則として年齢制限がありません。ただし、先述のとおり、申請者は、職務に必要なスキルや職務経験などの要件を満たす必要があります。

赴任期間：

更新をすることで、長期的な赴任が可能です。

配偶者の就労：

帯同する配偶者は自由にどこでも就労が可能です。

子どもの就学：

就学年齢に達した子どもには、オーストラリアの州または準州の法令に基づく就学義務が適用されます。

滞在期間の制約がない：

ビザの有効期間中に、オーストラリアに継続して滞在しなければならない期間は定められていません。

Ⅲ. ビジネス活動（ETA）と一時就労ビザ（400）

オーストラリアへの事業進出を検討する企業は、現地法人の設立の準備をはじめ、商談や会議への出席など、進出前から同国を訪問する機会があります。本章では、電子渡航許可（ETA、Electronic Travel Authority）、観光・商用ビザ（600）、一時就労ビザ（400）および APEC ビジネス・トラベル・カードの特徴と主な違いについて解説します。

企業による短期の商用訪問では、一般に ETA（601）を利用します。ただし、滞在期間が 3 か月以内であっても、オーストラリアで予定する活動が ETA で認められるビジネス活動の範囲を超える場合は、一時就労（400）など、渡航目的に応じた別のビザが必要となる場合があります。

なお、日本国籍者を含む多くの主要国の旅券所持者は、ETA を申請できます。ETA の対象外となる国・地域の旅券所持者は、渡航目的に応じて、観光・商用ビザ（600）の申請を検討する必要があります。

ETA で認められる主なビジネス活動：

- ・ 一般的なビジネスまたは雇用に関する問い合わせを行うこと
- ・ 商取引契約の調査、交渉、締結、または見直しを行うこと
- ・ 政府による公式訪問の一環として活動すること
- ・ 会議、展示会（トレードフェア）、またはセミナーに参加すること
（ただし、主催者から参加に対する報酬を受け取ることはできません。）

一方、次のような活動は、ETA で認められるビジネス活動には含まれません。

- ・ オーストラリアに所在する企業または団体のために働くこと、またはサービスを提供すること
- ・ 商品やサービスを一般消費者に直接販売や営業活動すること

ETA は就労を認めるビザではありません。このため、短期間の滞在であっても、オーストラリアで行う活動の内容によっては、一時就労ビザ（400）などの取得が必要となる場合があります。

1.ETA (601)

目的：	3 か月までの短期滞在。出張目的は「 Business 」と申告 ①観光（観光・親族訪問） ②商用目的（ Business Visitor Activity 、公用・商談・会議・学会出席）
ビザ期間：	1 年間有効。有効期間中は複数回入国できる。滞在期間は 1 回の入国につき、到着日から最長 3 か月までの滞在可能。 最長 3 か月まで就学が可能だが、就労は不可
主なビザ 申請要件：	・ ETA 対象国籍 であること ・ 渡航目的が①観光または②商用目的であること ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること
申請方法：	スマートフォンアプリにより申請可能 https://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/ETA601.html

2.観光・商用ビザ（600）／Visitor Visa（Business Visitor Stream）（600）

目的：	・ ETA 対象国以外の外国籍用ビザ（渡航目的は ETA と同様） ・ ETA が何かの理由で取得できない場合、申請
ビザ期間：	・ 審査によって決定。 ・ 最長 3 か月まで就学が可能だが、就労は不可
主なビザ 申請要件：	・ 渡航目的が①観光または②商用目的であること ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること
申請方法：	ImmiAccount よりオンライン申請

3.一時就労ビザ（400）／Temporary Work（Short Stay Specialist）Visa（400）

目的：	・ 一時的な就労の際に、滞在可能とするビザ ・ オーストラリア国外からのみ申請可能
ビザ期間：	・ 審査によって決定。原則 3 か月（目的によって最長 6 か月） ・ ビザ発給後 6 か月以内に入国が必要
主なビザ 申請要件：	・ 渡航目的が 下記説明文中①～③のいずれかに該当すること ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること
申請方法：	ImmiAccount よりオンライン申請

※一時就労ビザについて

一時就労ビザ（400）は、オーストラリアにおいて、専門的な技能、知識または経験を要する一時的な業務に従事する場合に利用されるビザです。ETA で認められるビジネス活動の範囲を超える一方、就労ビザ（482）による中長期的な就労には該当しない場合に、利用を検討します。

ただし、ETA より長期間滞在することのみを目的として、一時就労ビザ（400）を利用することはできません。例えば、1 年間の就労を予定している場合は、就労ビザ（482）の取得を検討します。

対象となる業務：

専門的な技能、知識または経験を必要とする一時的な就労活動です。

- ・ オーストラリアの企業に貢献するものであること
- ・ その業務を担う人材をオーストラリア国内の労働市場で合理的に確保することが困難であること
- ・ 業務が一時的（非継続的）※であること

※非継続的な業務（Non-ongoing Work）とは

「非継続的な業務」とは、通常 6 か月以内に完了する見込みの業務を指します。また、その業務に関連して、当該期間終了後もオーストラリアに滞在する予定がなく、そのための手配も行っていないことが条件となります。

CASE STUDY

1. 短期かつ高度に専門的な業務

(a) Occupation Standard Classification for Australia（OSCA）にてスキルレベルが 1、2、3 に該当すること。

(b) グローバル企業などで特殊な設備投入や、アフターセールスサービスまたは緊急の修理などで業務が必要。

- ・ 日本製の工作機械をオーストラリアに導入した後、現地で対応できない故障が発生し、日本から技術者を派遣して修理を行う場合（定期的なメンテナンスではない）

(b)

- ・ 資源関連事業において、LNG ガスや水素の輸送に関する専門的な管理や監視を行うため、日本から技術者を派遣する場合（a）
- ・ オーストラリア企業との共同研究プロジェクトに、日本から専門家を派遣する場合（a）
- ・ 企業独自の内部統制基準に基づき、オーストラリアの子会社を監査するため、日本から内部監査の担当者を派遣する場合（a）
- ・ 新たに開発したソフトウェア、新しい経営管理手法、国際的な新規事業、その他の専門的な実務について、オーストラリア国内で研修を行う場合（a）

- ・ オーストラリア国外（日本）でのみで放映されるテレビコマーシャルや番組を撮影するため、ディレクター、撮影スタッフ、俳優などを派遣する場合（a）
- ・ 俳優や歌手が、記者会見やメディアインタビューなど公演を伴わないプロモーション活動を行う場合（a）

2. そのほかオーストラリアの利益に関係する活動

- ・ 自然災害が発生し、海外から救援隊や専門家を緊急に受け入れる必要がある場合

4. APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC）

目的：	オーストラリア含む APEC 諸国への商用目的の短期滞在を可能とするビザ
ビザ期間：	5 年間。数次利用可能で入国時から 90 日滞在可能
主なビザ 申請要件：	・ APEC 諸国の旅券所持者であること ・ 出張・投資活動を実施する目的で APEC 諸国へ頻繁に渡航機会があること ・ 犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること
申請方法：	日本国籍の方は日本の外務省へ申請（国籍によって申請管轄が異なります）日本国外務省ウェブサイト「 APEC・ビジネス・トラベル・カード（ABTC） 」

※APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC）について

オーストラリアへ短期出張・商用目的で渡航する場合は、ビザを個別に申請する方法のほか、APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC）を申請する方法もあります。APEC トラベル・ビジネス・カードは、オーストラリアに限らず、APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）域内へビジネス目的で頻繁に渡航するビジネス関係者を対象とする制度です。APEC 諸国への渡航であれば、渡航の都度ビザを申請することなく、商用目的で入国できます。また、主要国際空港では、優先入国・出国レーンを利用できます。

オーストラリアについては、APEC トラベル・ビジネス・カードの申請が、法令上、商用目的の訪問ビザ（600）を兼ねています。

申請方法や詳細は、上述の外務省ウェブサイトをご覧ください。

IV. 人材育成を見据えた活用

オーストラリアには、これまでに紹介したビザ以外にも、就労資格（Work Rights）が付与されるビザが存在します。企業は、こうしたビザを活用して、年齢などの要件を満たす若手社員に現地での実務を経験する機会を提供し、将来の駐在員の育成につなげることができます。特に、30歳以下の社員については、事業計画や人材育成の方針に応じて、比較的取得が容易なワーキングホリデーの活用も選択肢の一つとなります。

1. ワーキングホリデービザ（417）／Working Holiday Visa（417）

30歳以下の若い人材を、研修などを兼ねて、オーストラリアに派遣する際に、活用できます。ただし、このビザは一生に一度しか申請できないため、企業による活用を検討する場合は、申請者本人が制度の目的や条件を理解し、自らの意思で申請することが前提となります。また、ビザ申請時には、具体的な就学先や就労先に関する情報の提出を求められないため、企業にとっては比較的柔軟に人員計画を立てることができるという特徴があります。

ワーキングホリデービザの主目的として、休暇に加えて、一時的な就労や就学が認められています。オーストラリア企業もインターンシップの実施目的で利用することもあり、企業における実務経験と語学研修を組み合わせた人材育成に活用できる場合があります。なお、一定の要件を満たす場合は、2回目以降のセカンドワーキングホリデービザとして滞在を延長することができる場合がありますが、本レポートでは説明を省略します。

目的：	若者が休暇を主な目的として滞在しながら、一時的な就労や就学を経験し、相互理解や文化交流を深めるための制度
ビザ期間：	1年間。就学は最長4か月、就労は1雇用主のもとで最長6か月まで可能
申請回数：	申請日時点で30歳以下であれば一度のみ申請可能（一定の要件を満たす場合は、2年目以降も申請できる。）
申請方法：	オーストラリア国外からオンライン申請
主なビザ申請要件	・申請時の年齢が18歳以上、30歳以下であること ・扶養家族の子供がいる場合、帯同しないこと ・滞在費として十分な資金を保有していること ・健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること

<メリット>

- ・企業が迅速に人員を派遣可能→人材育成として定期的に派遣可能
- ・就労制約がなく、自由度が高い
- ・就学も可能なため、語学力アップも可能

CASE STUDY

就学 4 か月 + 就労 6 か月 = 10 か月の研修プログラム



2. 研修ビザ (407) / Training Visa (407)

研修ビザ (407) は、若手人材の育成や、資格・職務に関連する実務研修などを目的として利用されるビザです。申請手続きは就労ビザに類似しており、①スポンサーシップ、②ノミネーション、③ビザ申請の 3 段階で構成されます。

本ビザは、弁護士や医師など、卒業後に資格や職務に関連する実務研修を必要とする者などに利用されます。事務職を含むその他の職種で利用する場合は、研修の目的や内容に加え、オーストラリアで研修を受ける必要性を明確に示すことが重要です。2026 年 9 月現在は②ノミネーションが許可されなければ、③研修ビザの申請 (407) ができません。

目的：	オーストラリア企業、団体または政府機関などにおいて技能や専門性を高めるための研修を受ける場合に利用できます。対象となる研修は、主に次の 3 つに分類されます。 1. オーストラリア国内または自国で特定職業に従事するために義務付けられている登録、会員資格、または免許の取得の必要な研修 2. 特定職業において研修の必要性に応じて個別に作成され、期間が設定された体系的な研修 3. 海外の資格取得に必要な研修、政府の支援を受ける研修、または海外企業の管理職・専門職を対象とする専門能力開発プログラム
ビザ期間：	最長 2 年間。原則現地受入れ先が決める招聘期間。 スポンサーシップ有効期間：5 年間 ノミネーション有効期間：12 か月（有効期限内にビザ申請が必要）
申請手順：	受入れ先は現地企業がスポンサーになる必要があり、以下の 3 段階の審査となります。 ①スポンサーシップ…受入れ先（オーストラリア現地企業など）の審査 安定した企業：オーストラリアで法的な企業・団体が 研修：研修を十分に提供できる企業・団体が 法令順守：オーストラリアの移民法に準じて受入れ可能か ②ノミネーション…ポジション（職業）の審査 職務内容：407 対象リストの職業か

	給与 : 職種に応じた給与相場であること、無給研修の場合は、受入れ先・申請者双方から同意を得ること 研修内容: 綿密なこの推薦者の実施予定研修プログラム・計画を提示すること。主に職場環境における研修であること ③ビザ申請…このポジションに就く申請者の審査 このポジションに関係する職歴や経験・英語力
申請方法:	審査は上記①→②→③ と段階的に許可されますが、ノミネーションが許可されるまでビザの申請ができません。 全てオンラインで申請。
主なビザ申請要件	・ スポンサー&ノミネーションを取得すること ・ 英語力提示必要 (Functional English Level 例: IELTS 4.5 以上) ・ オーストラリア企業から具体的研修生として招聘・契約していること ・ オーストラリア企業における具体的研修プランが提示できること ・ オーストラリアの民間医療保険に加入すること ・ 健康上の基準と、犯罪歴など人物審査の基準を満たしていること

<メリット>

- ・ 企業が駐在員候補生として就労ビザの前段階として若手派遣することが可能
- ・ 給与最低賃金が存在しない: 日本本社が 100%支給することも可能で、若い人材を派遣しやすい
- ・ ビザ申請料金が就労ビザに比較して安価

※ただし、昨今審査期間の長期化で企業の予定する時期に派遣が困難な可能性が多くみられるため、実務上利用には検討が必要

CASE STUDY

現地法人+豪州関連企業にて合計 1 年間研修・OJT を実践



V. よくある質問（FAQ）

本章では、企業の皆さまからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。詳しくは本書の該当箇所をご参照ください。

Q1. 短期でオーストラリア現地支社に業務出張させたいが、どのようなビザを利用できるか？活動内容に制約はあるのか？出張者は支社から報酬をもらえるのか？

A1. 観光・商用ビザ（600）、ETA（601）、一時就労ビザ（400）などの利用が考えられる。また APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC）を利用できる場合もある。支社からの報酬の受領が想定される場合は一時就労ビザ（400）の利用を検討する必要がある。

ビザ クラス	実施可能な活動	ビザ条件
ETA(601)	- 一般的なビジネスや雇用についての問い合わせ - ビジネスに関する調査、交渉、契締結やサインなど - 政府間の一部の活動として訪問	8115 No work 就労不可（ビジネス活動のみ）
600	国際会議や、貿易フェア、セミナーなど参加	
400	- 短期的（最長 6 か月以内）、高度技術を要する特殊なケース 「継続的な」職務ではないこと - オーストラリア組織による「継続的でない」イベントに招待され、参加 - 高度技術者＝オーストラリアビジネスをサポートし、かつ国内でこれらの高度技術者が見つからない場合、派遣 - OSCA でスキルレベルが 1～3 に該当すること 例：納品した機材の導入や緊急なメンテナンスなど	8107 Work Limitation 制約された業務を遂行
APEC Card	- オーストラリアビザではないが 90 日滞在可能 - 活動範囲は 600 同様	8115 No work 就労不可（ビジネス活動のみ）

Q2. 短期出張により取引先のオーストラリア企業で業務支援を行う場合、どのようなビザを利用できるのか？出張者は現地企業から報酬をもらえるのか？

A2. 出張の目的や内容、期間によるが、3 か月以内であれば一時就労ビザ（400）（6 か月まで延長可）、6 か月以上であれば最低 1 年以上となるが就労ビザ（482）が可能となる。

報酬については、一時就労ビザ（400）、就労ビザ（482）は可。観光・商用ビザ（600）、ETA（601）、APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC）は不可。

Q3. 法人、支店、駐在員事務所設立準備のために出張する場合、どのようなビザが利用できるか？

A3. 会社設立準備に伴う出張については、Q1にあるビジネス活動に該当するため、ETA（601）もしくは観光・商用ビザ（600）で問題ない。

Q4. ETA（601）による滞在中に、法人設立に必要な在豪居住役員（Resident Director）になれるのか？

A4. この論点は主として移民法ではなく会社法上の要件である。オーストラリア会社法では、会社の取締役のうち少なくとも1名が通常オーストラリアに居住していること（usually resident in Australia）が求められている。そのため、一般的にETA（601）による短期滞在者は在豪居住役員の要件を満たさない。

会社設立当初は、弁護士・会計事務所などが提供する在豪居住役員サービスを利用するケースも見られる。期間、責任範囲、報酬等の条件は案件ごとに異なるため、利用にあたっては現地の弁護士・会計事務所等に相談が必要。

Q5. 就労ビザ（482）の審査中に、業務に従事できる代替的なビザはあるか？どのような手続きが必要か？

A5. 現在、就労ビザ（482）の審査期間中に就労を認めることを目的とした「つなぎ」のビザは存在しない。ETA（601）、観光・商用ビザ（600）は、原則として就労を目的とした活動は認められていないため、就労ビザ（482）が許可されるまでは、認められた範囲内の活動にとどめる必要がある。なお、ETA（601）でオーストラリア滞在中に就労ビザ（482）の発給を受けた場合は、ETA（601）から自動で切換えとなり、その日から就労が可能となる。

Q6. オーストラリア現地法人（支店）で研修を行う場合、どのようなビザが利用できるか？

A6. 研修ビザ（407）が該当。このほかに「研修」目的としてワーキングホリデービザ（417）など、就労資格（Work rights）が付与されているビザも活用可能。

Q7. 取引先のオーストラリア企業で研修を行うことはできますか？

A7. 同じく研修ビザ（407）が該当。オーストラリア企業で①スポンサーシップ、②ノミネーションを取得すれば可能。

Q8. 就労ビザ（482）で英語試験を免除されるケースはあるのか？

A8. 主に次の 3 つのケースは英語試験が免除となる。

- ・カナダ・ニュージーランド・アイルランド・英国・米国国籍を持つ者
- ・中学・高等学校・大学において英語による教育を累積で 5 年以上受けた者
- ・企業内転勤駐在員（ICT）と認定され、年間給与額が 96,400 豪ドル以上の方

詳細は内務省ウェブサイト「[英語力（サブクラス 482）](#)」をご確認ください

参考文献（ウェブサイトなど）

<オーストラリアほか>

オーストラリア内務省 (Department of Home Affairs)

<https://immi.homeaffairs.gov.au/>

オーストラリア政府移民手続代行業者認定局

(Office of the Migration Agents Registration Authority (OMARA))

<https://www.mara.gov.au/>

National Accreditation Authority for Translators and Interpreters (NAATI) Limited

<http://www.naati.com.au>

Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

Fair Work Ombudsman

<http://www.fairwork.gov.au>

ABN Lookup

<http://abr.business.gov.au/>

APEC Business Travel Card

<https://www.apec.org/what-we-do/committee-on-trade-and-investment/business-mobility-group/apec-business-travel-card-abtc-and-virtual-abtc>

Japan–Australia Investment Report 2025

<https://www.hsfkramer.com/insights/2026-04/japan-australia-investment-report-2025>

<日本>

在日オーストラリア大使館 ビザについて・認証サービス

https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/visa_main.html

https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/notarial_jp.html

外務省 (Ministry of Foreign Affairs)

<http://www.mofa.go.jp/>

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所

E-mail：SYD@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資
相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

JETRO